

災害対策や防災・減災対策に必要な 緊急予算を支援

～「防災・減災対策等強化事業推進費」のご案内～

国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室

はじめに

近年、気候変動の影響等により、全国各地で災害が頻発しており、令和7年度も大雨による浸水被害等が発生しました。これらの災害や突発的な事故は、当初予算の編成過程では予見ができないことから、予算措置の制約等により早期の対応が困難となる場合があります。このような事態に対応するため、当室では「防災・減災対策等強化事業推進費（以下、「推進費」という。）」を所管しており、安全・安心な国土づくりを通じて、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成を目指しています。

今回は、この推進費の制度概要、募集スケジュール、活用事例等をご紹介します。

1. 概要

推進費は、災害等の突発的な事象が発生した際に、年度途中で各省庁が所管する公共事業に予算を充当し、国及び地方公共団体等が実施する緊急的かつ機動的な防災・減災対策等を支援するものです。

令和7年度は、約139億円（国費）の予算を90件（国57件、県28件、市町村5件）の防災・減災対策を強化する事業に配分し、活用されています。

推進費の対象事業は、災害を受けた地域において災害復旧事業での対応ができない場合の再度災害防止等を図る「災害対策事業」、交通インフラにおいて社会的影響の大きい想定外の重大事故等が発生した場合の対策を図る「公共交通安全対策事業」、そのほか、突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題に対する想定外の追加対策等を図る「事前防災対策事業」に活用することができます。

(1) 災害対策事業

以下のような災害における再度災害防止等の対策が対象となります。

- ① 公共土木施設の被災要因となった異常な自然現象が、災害復旧事業の採択要件を満たさない場合の対策
- ② 災害復旧事業を契機として、再度災害防止対策を災害復旧事業と一体的に行う場合の対策
- ③ 異常な自然現象により公共土木施設は被災しなかったものの、地域が被災した場合の対策
- ④ 他地域の被災を契機として、災害対策に係る事業を緊急的に実施する地域の対策

なお、対象となる災害は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れ、その他の異常な自然現象」により生じた災害で一定の要件を満たすものです。

〔(1)-①の例〕

崖崩れが発生したが、災害復旧事業の採択要件（最大24時間雨量80mm以上または時間雨量20mm以上）を満たさないため、緊急的に実施する法面对策を推進費により支援。



〔(1)-②の例〕

海岸浸食で被災した災害復旧事業の隣接箇所についても、風化・浸食で崩壊範囲が拡大しており、道路に影響を及ぼすおそれがあるため、緊急的に実施する法面对策を推進費により支援。



〔(1)-③の例〕

岩盤の風化による落石で公共土木施設は被災しなかったが、道路の通行規制が発生したことから、緊急的に実施する落石防護対策を推進費により支援。



(2) 公共交通安全対策事業

- ① 公共交通を支える社会基盤における社会的影響の大きい事故への対策
- ② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

[(2)-②の例]

通学路道路での死傷事故を受け、関係者による緊急点検・対策検討を行い、ソフト対策を強化。あわせて緊急的に実施する危険箇所における防護柵等の設置を推進費により支援。



(3) 事前防災対策事業

- ① 突発事象型：突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策
- ② 追加対策型：工事中に新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- ③ 課題解決型：事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

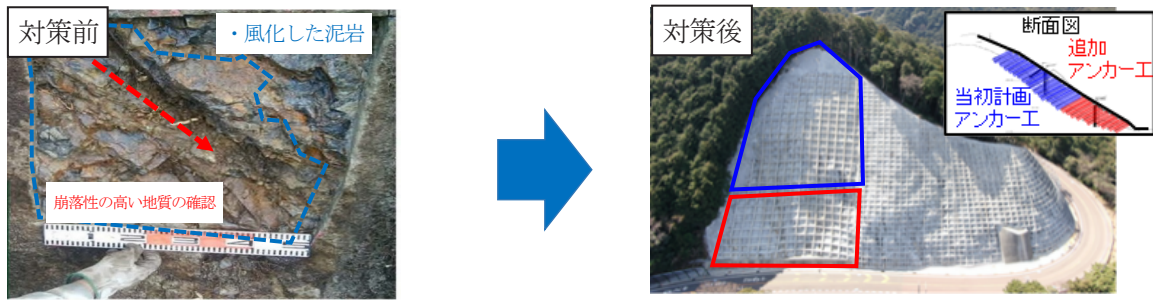
[(3)-①の例]

供用中の緊急輸送道路脇の法面において、アンカーの変状が判明したことから、推進費によりアンカーの再設置や地山補強土工による緊急対策を推進費により支援。



[(3)-②の例]

一般国道における法面对策工の施工中に、アンカーの施工予定範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、緊急的に実施する追加のアンカー工を推進費により支援。



2. 推進費の配分対象

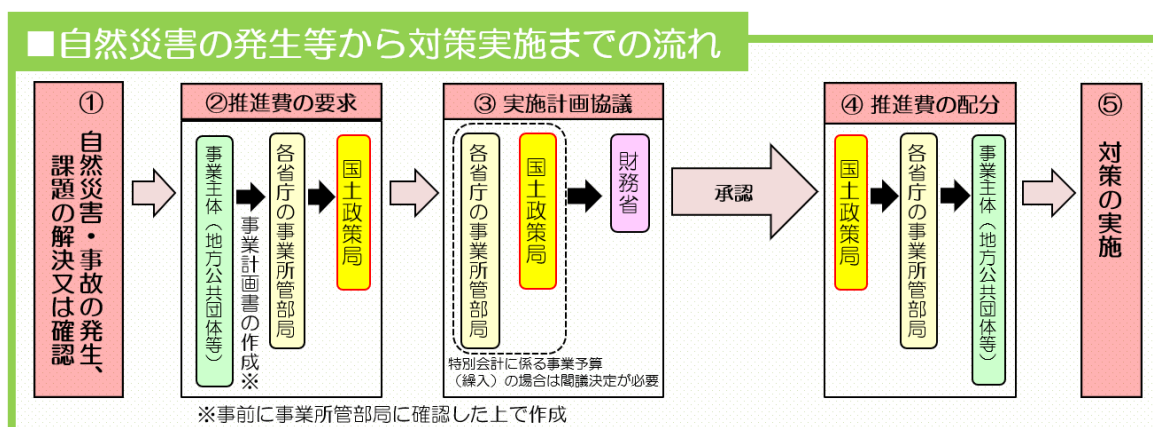
推進費は、公共事業関係費に分類され、一定の計画等に基づき実施される公共事業のうち、推進費を活用することで早期の事業効果が見込まれる事業が配分の対象になります。

ただし、以下の点に留意する必要があります。

- ・各省庁が所掌する各事業（直轄・補助）に配分する予算であるため、要求の前提として配分する各事業の採択要件を満たす必要がある。
- ・地方公共団体が単独で実施する事業（国費補助を受けない事業）への配分はできない。
- ・事業の実施にあたり、新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みである。
- ・公共事業関係費のうち、「災害復旧事業」及び「交付金事業のうち事前防災対策事業（課題解決型）」は配分の対象外である。
- ・計画的に推進すべき老朽化対策や、単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を強化する効果に乏しい事業には配分できない。
- ・推進費は、財務大臣の実施計画協議を経て予算を配分することから、配分前に事前着手した対策費用は要求できない。

3. 推進費の要求から配分までの流れ

推進費の要求から配分までの流れは以下のフロー図のとおりです。



4. 令和8年度のスケジュール

令和8年度は下表のスケジュールを予定しています。

区分	募集期間	配分時期
第1回	4月1日(水)～5月7日(木)まで	6月下旬
第2回	5月8日(金)～7月16日(木)まで	9月下旬
第3回	7月17日(金)～10月9日(金)まで	11月下旬

なお、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。

5. 推進費の活用事例

近年の道路関係事業における推進費の活用事例を紹介します。

◆災害対策事業の事例

【事業名】道路更新防災等対策事業（一般国道439号川井地区）

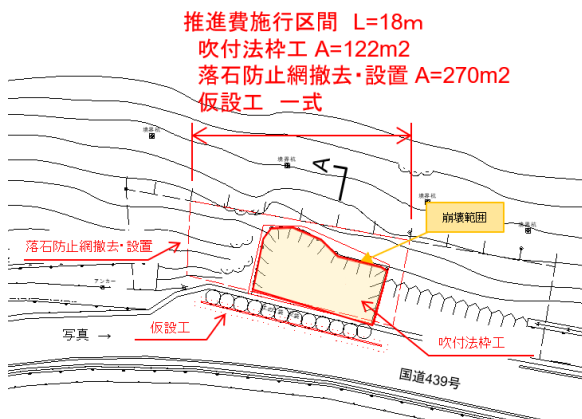
【事業主体】高知県

【場所】高知県長岡郡大豊町川井地先

【被害状況】令和7年5月19日、道路法面に雨水が繰り返し浸透したことにより、不安定化し崩壊が発生した。被災直後に応急工事を実施し通行可能であるが、露出した表層部の更なる浸食や風化の進行により再度災害が発生するおそれがある。

【対策内容】再度災害防止を図るため、崩落箇所に対し推進費を充当して緊急的に吹付法砕工、落石防護柵工撤去・設置を実施する。

【平面図】



【現地状況】



◆公共交通安全対策事業の事例

【事業名】交通事故重点対策事業（一般国道228号 函館・江差自動車道）

【事業主体】国土交通省

【場所】北海道函館市桔梗町～北斗市柳沢

【被害状況】令和4年2月21日に一般国道228号 函館・江差自動車道において、1名の死者を含む100台以上の車両が絡む重大な事故が発生した。

【対策内容】事故の再発防止を図るため、推進費を活用して緊急的に防雪柵等を設置。

【平面図】



【事故発生状況】



【対策実施状況】



◆事前防災対策事業の事例

【事業名】道路維持管理事業（九州中央道北中島地区）

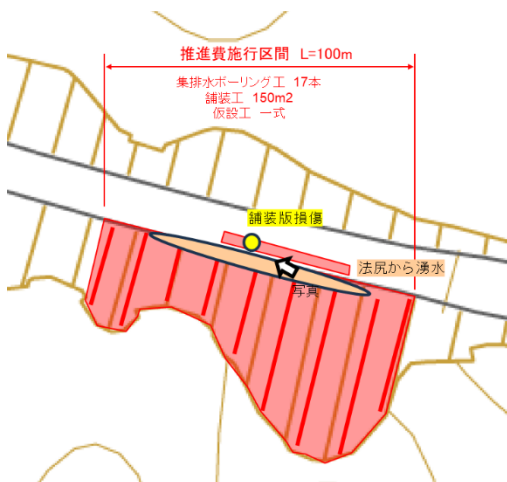
【事業主体】国土交通省

【場所】熊本県上益城郡山都町北中島地先

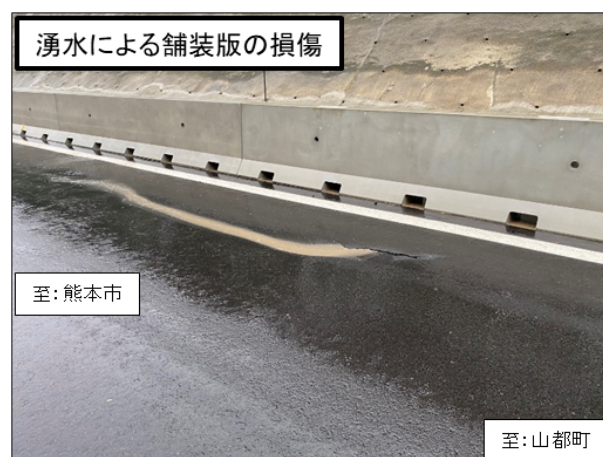
【現地状況】令和7年3月3日、降雨後の巡回において路面の亀裂及び亀裂からの湧水が確認された。漏水の原因究明に必要な調査等を実施し対策工の設計を行い、4月中旬に対策工法が決定した。

【対策内容】災害の未然防止を図るため、推進費を充当して緊急的に法面对策を実施する。

【平面図】



【現地状況】



おわりに

災害や事故の発生により、年度途中で緊急的に予算が必要となる場合に備え、令和8年度も推進費による支援を行う予定です。

制度の詳細や最新の募集情報等は国土交通省のホームページに掲載していますので、是非ご参照ください。なお、制度に関する質問等は、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国土交通省国土政策局地方政策課調整室

TEL：03-5253-8360（直通）

【国土交通省ホームページへのアクセス方法】

防災・減災対策等強化事業推進費

検索

